

1. 計画策定の過程

年度	年月日	内容
令和5年度 (2023年度)	令和5年(2023年)8月24日	第1回 健康日本21かりや計画策定部会
	令和5年(2023年)9月~12月	健康づくりに関する調査の実施 ①市民調査(一般市民、小中学生、乳幼児保護者) ②市内事業所調査(アンケート、ヒアリング調査)
	令和6年(2024年)1月26日	第2回 健康日本21かりや計画策定部会
令和6年度 (2024年度)	令和6年(2024年)7月22日	第1回 健康日本21かりや計画策定部会
	令和6年(2024年)7月31日	第1回 健康日本21かりや計画推進委員会
	令和6年(2024年)8月~9月	庁内関係部署ヒアリング
	令和6年(2024年)10月3日	第2回 健康日本21かりや計画策定部会
	令和6年(2024年)10月17日	第2回 健康日本21かりや計画推進委員会
	令和6年(2024年)12月2日 ~令和7年(2025年)1月6日	パブリックコメントの実施
	令和7年(2025年)1月8日	第3回 健康日本21かりや計画策定部会
	令和7年(2025年)1月16日	第3回 健康日本21かりや計画推進委員会

2. 健康日本21かりや計画推進委員会 設置要綱

(設置)

第1条 市民の健康づくりに関する施策を総合的に定める健康日本21かりや計画（以下「計画」という。）を推進するに当たり、市民の意見を反映させるため、健康日本21かりや計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進捗管理及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する18歳以上の者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉健康部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

3. 健康日本21かりや計画推進委員会 委員名簿

区分	氏名	所属等
学識経験を有する者	◎平川 仁尚	あいち健康の森健康科学総合センター
保健医療関係者	宮地 昇	刈谷医師会
	鈴木 雅詞	刈谷市歯科医師会
	染谷 祐一	刈谷市薬剤師会
各種団体を代表する者	宮田 俊哉	刈谷市社会福祉協議会
	稲垣 敏雄	刈谷市自治連合会
	山口 勝利	刈谷市いきいきクラブ連合会
	野々山 万里子	刈谷商工会議所
	小室 政広	刈谷市スポーツ推進委員協議会
	清水 栄里子	刈谷市保健推進員連絡協議会
	正木 美保子	刈谷市食と健康づくりの会
	杉浦 登喜子	子育て・子育てNPOスコープ
	荒河 香織	公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団
関係行政機関の職員	山本 由美子	愛知県衣浦東部保健所
市民公募	中村 友美	
	伊藤 恵子	

◎…委員長